

## ARAS INNOVATOR® クリックスルー契約書 9.1

この ARAS INNOVATOR® クリックスルー契約書（「本契約書」）は、お客様（個人または単一の法人のいずれか、総称して、「お客様」または「ライセンシー」という）と Aras Corporation（「Aras」）との間の法的な取決めで、Aras Innovator® ソフトウェア製品（「許諾ソフトウェア」）およびそれと共に使用する、Aras が開発した Aras Innovator® アプリケーションフレームワーク上で動作するソフトウェアアプリケーション（「本ソリューション」）、適用のユーザーガイド、インストラクションその他のドキュメンテーションの全て（「本ドキュメンテーション」）、サブスクリプションサービス（以下 B.1 項の定義による）ならびにプロフェッショナルサービス（下記第 C.1 項の定義による）に関するものです。本契約書の目的のために、本契約書で本許諾ソフトウェアというときは全て、本許諾ソフトウェアに関連した Aras がライセンシーの利用に一般的に供する本ドキュメンテーションの全てを含みます。

### A. 許諾ソフトウェアのライセンス

#### A.1 ライセンスの許諾

Aras は、ライセンシーに対し、次に掲げる事項に限定して、期限の定めのない（サブスクリプション（以下の定義による）または支払いが要求されない、専ら許諾ソフトウェアの仕様および機能に関してのみ）、非独占的、譲渡不能（本契約書で明示的に認められる場合を除く）、サブライセンス不能の権利および許諾を付与します。

- (a) ライセンシーが所有またはリースするコンピュータサーバー上に許諾ソフトウェアをインストールし、ならびにライセンシーおよびその子会社・関連会社の従業員、契約者およびコンサルタント、およびライセンシーの供給業者・顧客の従業員（総称して「認定ユーザー」）に限定して許諾ソフトウェアを使用させること。
- (b) ライセンシーが許諾ソフトウェアの全てのコピーに秘密保持および所有権的権利の表示を複製することを条件に、許諾ソフトウェアの合理的な数のコピーをバックアップおよび障害回復の目的のためにのみ、作成および使用すること。
- (c) ライセンシーが本ドキュメンテーションの全てのコピーに秘密保持および所有権的権利の表示の全てを複製することを条件に、本ドキュメンテーションの合理的な数のコピーを作成し、そのコピーを許諾ソフトウェアに関連して使用するために認定ユーザーに頒布すること。

#### A.2 使用の制限

ライセンシーは、A.2 項に基づき明示的に認められる場合にのみ、許諾ソフトウェアを使用することができます。ライセンシーは、Aras との間で Aras コマーシャルライセンス契約を締結することなく、サービス・ビューローの取決め等により、第三者に対してまたは第三者により、許諾ソフトウェアもしくは本ソリューションまたはその成果物を販売し、リースし、再許諾し、その他使用またはアクセスを許可することはできません。ライセンシーは、許諾ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アSEMBLを行うことはできません。ライセンシーは、許諾ソフトウェアに関連して、取り付けられまたは表示された製品の識別、所有権者、秘密保持、著作権その他の表示を取り除くことはできません。ライセンシーは、違法な目的のために、または第三者の権利を侵害して、許諾ソフトウェアを使用することはできません。ライセンシーは、以下に定める条件に従い、許諾ソフトウェアを秘密情報として保持します。

許諾ソフトウェアの一部は、第三者ライセンサーから Aras が許諾されているもの（「第三者ソフトウェア」）です。なお、ライセンシーが第三者ソフトウェアを使用するとき、第 A.2 項および第 A.3 項等（これらに限りません）の本契約書の条件が適用されます。ライセンシーは、(i) 第三者ソフトウェアを許諾ソフトウェアの不可欠のコンポーネントとしてのみ使用すること、(ii) 第三者ソフトウェアの二次的著作物を修正、翻案、翻訳もしくは創出せず、または第三者ソフトウェアを他のソフトウェアにマージしないこと、を約束します。

#### A.3 Aras 知的財産権

上記で明示的に付与された権利を除き、許諾ソフトウェア、第三者ソフトウェア、ならびに許諾ソフトウェアおよび第三者ソフトウェアの部分およびコピーに係る権利、権原および利益の全ては、独占的に、Aras またはそのライセンサーに継続して帰属します。本契約書によって、許諾ソフトウェアもしくは第三者ソフトウェアおよびそれらのコピー、修正、改善、更新、翻訳その他の二次的著作物またはこれらのいずれかのものに係る

所有権も移転しません。ライセンシーは、許諾ソフトウェアまたはこれに関するライセンシーの権利に係る担保権も設定することはできません。

## **B. サブスクリプション**

### **B.1 サブスクリプションサービス**

ライセンシーが Aras または Aras 認定パートナー（以下の定義による）（「本サブスクリプションプロバイダー」）のいずれかからサブスクリプションサービス（以下の定義による）の年間サブスクリプション（「本サブスクリプション」）を購入するとき、ライセンシーが本サブスクリプションの支払いを負っている期間中に限り、次の条件が適用されるものとします。

(a) 「許諾ソフトウェア」には、本サブスクリプションを購入するライセンシー（それぞれ「本加入者」）に対して一般的に Aras がリリースする許諾ソフトウェアの新バージョン、アップグレードおよびアップデートが含まれるものとします。なお、本サブスクリプション期間中の上記の新バージョン、アップグレードおよびアップデートの当初のダウンロード後に、その新バージョン、アップグレードおよびアップデートは上記第 A 条の条項により本加入者に許諾されるものとし、本サブスクリプションが必要とする許諾ソフトウェアの仕様および機能は本加入者が本契約書の条項に基づく本サブスクリプションに加入している期間中のみ加入者に使用許諾及びライセンスが供与されます。

(b) 本サブスクリプションプロバイダーは、本サブスクリプションに関連して次のサービス（総称して「本サブスクリプションサービス」）を提供するものとします。

- (i) 該当の本ドキュメンテーションに対する、検証および再生された許諾ソフトウェアの実質上の不適合（「本エラー」）で、ライセンシーが本サブスクリプションプロバイダーに報告するものは正
- (ii) ライセンシーの問題点に関するトラッキングおよび報告
- (iii) 見積書に明示された期間における電話およびオンラインのサポート
- (iv) 見積書に明示された研修資料の利用
- (v) 見積書に明示された受講可能な研修クラスの利用
- (vi) Aras が本加入者にのみ一般的にリリースする許諾ソフトウェアの新バージョン（許諾ソフトウェアのマイクロソフト社認定バージョン、バグ修正、パッチまたはメンテナンスリリースが含まれる）を本加入者がダウンロードできるライセンスキーの本加入者への提供
- (vii) 本加入者のみ利用できる本ソリューションおよびソフトウェアツールを本加入者がダウンロードしおよび使用することができるライセンスキーの本加入者への提供
- (viii) 見積書に記載されているとき、ライセンシーの要求がある場合に、ライセンシーがインストールしている許諾ソフトウェアを許諾ソフトウェアの新バージョンにアップグレードするアップグレードサービス（「アップグレードサービス」）
- (ix) 本サブスクリプションプロバイダーが、随時、書面により、提供または提示する追加のサービス

(c) アップグレードサービスは、許諾ソフトウェアの直前のバージョンから最新のリリースバージョンまでのライセンシーのデータベースのアップグレード（ライセンシーによるカスタマイゼーションを含む）の実施作業を含みます。ただし、Aras は、当初製品リリース日から 30 ヶ月間のみ、Aras Innovator リリースごとにアップグレードサービスを提供し、その後のリリースはサポート終了（「EOL」）と指定されます。リリースが EOL と指定されると、Aras は、以後、リリースのサポートを行わず、したがってリリースに関し、バグ修正・アップデートを提供せず、またはアプリケーションの QA もしくは受入れテストを行いません。EOL 効力日は、変更されます。アップグレードサービスは、本サブスクリプションプロバイダーの施設で履行されます。アップグレードサービスには、出張費、そのサービスの現場での実行、第三者ソフトウェアのアップグレードまたは許諾ソフトウェアの直前バージョン以外の前バージョンからのアップグレードは含まれません。上記のサービスのいずれも、第 C 条によるプロフェッショナルサービスとして請求書が送付されます。ライセンシーは、必要なハードウェアおよびマイクロソフト・ソフトウェアアップデートの購入およびインストール、アップグレードされたデータベースの検証試験、ならびにエンドユーザー研修について責任を負います。

(d) ライセンシーから本サブスクリプションプロバイダーに報告された許諾ソフトウェアで起こりうる本エラーの修正に関して、本サブスクリプションプロバイダーは、最初に、そのような本エラーの存在を確認し、存在するときは、その本エラーを修正するための商業上合理的な努力を尽くすものとします。本サブスクリプションプロバイダーは、最新のリリース以外の、許諾ソフトウェアのいかなるリリースの本エラーを修正する義務を負わないものとします。ただし、本サブスクリプションプロバイダーは、合理的な期間、以前のリリースを継続的にサポートするものとします。

(e) 上記の義務の範囲外のサービスは、除外されます。なお、最新のリリース以外のアップグレードおよびライセンシーが特定する問題の是正に伴う作業で、(i) 本契約書の条項に違反する許諾ソフトウェアの使用および修正、(ii) Aras もしくは Aras 認定パートナーが許諾していないハードウェアまたはソフトウェアの欠陥、障害もしくは機能不全、または (iii) Aras もしくは Aras 認定パートナーが事前に助言したとおりに、ライセンシーが、許諾ソフトウェアの本エラーに対する勧告、ソリューションもしくは次善策を実行しないこと、から生じる本エラーではないものについては、除外されます。

## B.2 サブスクリプションの価格設定

ライセンシーは、本サブスクリプションを購入するために、本サブスクリプションプロバイダーに見積書（「本見積書」）を要請するものとします。価格設定は、本見積書に記載のとおりとします。本サブスクリプションのパッケージの価格設定は、一製品インスタンスごとの本サブスクリプションサービスの年間価格とし、ライセンシーのその時の認定ユーザーの数に基づくものとします。当初期間（下記の定義による）の本サブスクリプションサービスに対してなされた価格設定は、当初期間の開始日より前に、いかなる場合にも、本サブスクリプションプロバイダーが本サブスクリプションサービスを提供する前に、ライセンシーにより支払われなければなりません。本サブスクリプションプロバイダーは、本見積書に基づき支払義務のある支払金を受け取る前に、当該本見積書に基づく当初期間の本サブスクリプションサービスを提供する義務を負いません。下記に定める条項により計算される更新期間について支払義務のある金額は、本調整（以下の定義による）後速やかに、ライセンシーにより支払われなければなりません。

## B.3 サブスクリプションの期間および更新

(a) 本サブスクリプションの期間は、本見積書に明示する、又はその他両当事者が書面で同意する日に開始し、本見積書に明示する、又はその他両当事者が書面で同意する期間（「当初期間」）存続するものとします。ただし、本契約書の条項に従いその期間の終了より前に終了するときは、この限りではありません。

(b) 本サブスクリプションは、ライセンシーが現行期間の終了の 90 日より前に更新しない意思を書面で通知しおよび該当の本見積書がそれに従って修正されたとみなされる場合を除き、本見積書の期間と同一の期間（それぞれ「更新期間」、当初期間と併せて「本期間」）、自動的に更新されます。Aras は、その時の現行期間の終了の 90 日より前に、書面で通知することにより、本期間の更新を拒否することができます。

(c) 本サブスクリプションの価格は、更新期間について、契約年度ごとに 5 パーセント増加し、該当の本見積書はそれに従って修正されたものとみなします。

(d) 当初期間およびその後の各更新期間の終了の時に、本サブスクリプションプロバイダーおよびライセンシーは、その時の現行のおよび予定される認定ユーザー数を検討し、本サブスクリプションプロバイダーはその検討の結果に基づき更新期間の価格設定を調整（「本調整」）します。当初期間およびその後の各更新期間の終了の時に、ライセンシーは、認定ユーザーのその時の現行の総数を、本調整およびその後の更新期間の本サブスクリプションの価格設定の決定の目的のために、本サブスクリプションプロバイダーに提供します。ライセンシーは、このほか、適用される適切な更新価格表を決定できるように、更新期間中のユーザーアカウントの増加または減少の推定を提示します。

(e) ライセンシーが本サブスクリプションを更新せず、またはその本サブスクリプションが本契約書の条項に従って終了する場合には、ライセンシーは、第 A 条に定める条件に従い、無償で Aras が公に提供する許諾ソフトウェアのバージョンを継続して使用することができます。上記にかかわらず、本加入者のみのソフトウェアとして配布されている許諾ソフトウェアの使用は、自動的に、失効ライセンスキーによって終了します。

## **C. プロフェッショナルサービス**

### **C.1 サービスの範囲**

ライセンサーは、随時、ライセンサーと本サービスプロバイダーとの間で作成された別の作業指示書（「SOW」）に定めるところにより、Aras または Aras 認定パートナー（「本サービスプロバイダー」）のいずれかからプロフェッショナルサービス（「プロフェッショナルサービス」）を受けることができます。プロフェッショナルサービスには、インストール、研修、プロセスに関する専門的アドバイス、サービスの開発・実施などを含みますが、これらに限りません。このようなプロフェッショナルサービスに関連して、本サービスプロバイダーは、ライセンサーに対し、本サービスプロバイダーがライセンサーのために、単独でまたは他の者と共に、開発し、作成し、または取得した、プロフェッショナルサービスの情報および有形物その他の成果、ならびにそれらに組み入れられた、アイデア、仕様、データ、発明、技法、修正、プロセス、改善、デザインもしくは著作物の全て（「作業成果物」）を提供することができます。SOW に別途特に定めのない限り、それぞれの SOW は、本契約書の条項が適用されるものとします。

### **C.2 作業指示書およびサービスの履行**

それぞれの SOW は、本サービスプロバイダーとライセンサーとの間で相互に同意されることによって、書面に記載され、本契約書に基づき本サービスプロバイダーが履行するプロフェッショナルサービス、そのプロフェッショナルサービスに対してライセンサーが支払う報酬額その他のそのプロフェッショナルサービスに適用される条件に関する記述を含むものとします。本サービスプロバイダーは、本契約書の条項および該当の SOW に規定する条項に従って、それぞれの SOW に記載するプロフェッショナルサービスを履行することに同意します。本サービスプロバイダーの債務の条件として、ライセンサーは、常に、(a) 誠実に、本サービスプロバイダーに協力しならびにプロフェッショナルサービスを提供するために合理的に必要な情報、施設および機器へのアクセスを提供し、(b) 随時合理的に要求される人員による援助を提供し、(c) その他 SOW に定めるライセンサーの全ての責任を適時に実施しなければなりません。(a)、(b) または (c) に規定する債務のいずれかにライセンサーの履行遅滞その他ライセンサーに起因する遅滞がある場合には、本サービスプロバイダーは、その遅滞を考慮して合理的必要に応じて、SOW に規定する自己の債務およびマイルストーンを調整することができます。

### **C.3 プロフェッショナルサービスの条件**

プロフェッショナルサービスに関する両当事者の債務は、署名済みの SOW に明示する日付に開始するものとし、プロフェッショナルサービスの完了の時または本契約書の条項による終了の時のいずれか早い時まで継続します。

### **C.4 知的財産**

各 SOW の条項にこれに反する明示の定めのない限り、Aras は、プロフェッショナルサービスの履行に関連して自ら考案しまたは開発した許諾ソフトウェアに変更またはカスタマイズを生じさせることとなる、アイデア、発明、開発もしくはデザインまたはこれらの全ての一切の権利を、そのアイデア、発明、開発もしくはデザインまたはこれらの全てがライセンサーに提供される作業成果物に含まれるかどうかにかかわらず、保有するものとします。本契約書によるプロフェッショナルサービスの履行は、本契約書に明示に定めるものを除き、許諾ソフトウェアまたは本サービスプロバイダーの特許、商標、営業秘密その他の知的財産権およびそれら全てに係るライセンサーの権利または許諾を生じさせません。本契約書に基づくプロフェッショナルサービスの提供に対して全額支払われた時に、Aras は、ライセンサーに対し、第 A 条の条項により当初ライセンサーに提供された、専ら許諾ソフトウェアに関連してプロフェッショナルサービスをライセンサーのために履行することについて、本サービスプロバイダーが考案し、開発し、または提供する、アイデア、発明、開発もしくはデザインその他の作業成果物の全てもしくはそのいずれかのものを使用する、期限の定めのない、ロイヤルティー無償、全額支払い済み、非独占的、譲渡不能（本契約書で明示的に認められる場合を除く）および再許諾不能の権利および許諾を付与します。ライセンサーは、プロフェッショナルサービスに関連して本サービスプロバイダーの利用に供した全てのコンテンツならびに全ての秘密および専有情報に係る権利および権限の全てを保有します。

## **D. 一般条件**

### **D.1 保証および保証の免責事項**

(a) サブスクリプションを購入せず、又はプロフェッショナルサービスを受けずに、許諾ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用した場合、適用法が許容する最大の範囲まで、本契約書に記載する場合を除き、許諾ソフトウェアは、明示または黙示を問わずいかなる保証もなしに、「現状のまま」で提供・許諾されます。

(b) お客様が本契約書の条項により本サブスクリプションを購入し、その本サブスクリプションの支払義務を負っているときは、Aras は、許諾ソフトウェアに本エラーのないことを表明し、本サブスクリプションの当初期間の開始日から 90 日の期間（「保証期間」）、本サブスクリプションプロバイダーが保証期間内にその本エラーの通知を受けることを条件に、これを保証します。上記の保証の違反に対する Aras の全責任およびライセンシーの唯一の法的救済手段は、本サブスクリプションプロバイダーが合理的に要求することができる本エラーに関する追加情報をライセンシーが提供することを条件に、Aras の単独の判断により、次のいずれかになります。(i) 許諾ソフトウェアを交換すること、(ii) 本エラーを修正する商業上合理的な努力を尽くすこと。Aras が、ライセンシーの要求があるときに、許諾ソフトウェアを交換せず、もしくは本エラーの通知の後、合理的な時間内に本エラーを修正（バグ修正、次善策その他のいずれかを提供することにより）せず、またはそのいずれも行わないときは、Aras は、許諾ソフトウェアがライセンシーのコンピュータおよびネットワークから除去され、ライセンシーがそれを使用するためにはや利用できなくなったことを Aras が十分に検証できた場合、該当の許諾ソフトウェアについてライセンシーが支払った本サブスクリプションの料金を、当初期間の残存期間について比例配分により返金します。

(c) お客様がプロフェッショナルサービスを受け、そのプロフェッショナルサービスの支払義務を負っているとき、Aras は、作業成果物が SOW に明示的に定める仕様（「仕様」）に実質的に適合することを保証します。その保証の違反に対するライセンシーの排他的な救済手段は、仕様に適合しない作業成果物の一部を是正するかまたはそれを交換するかのいずれかです。ただし、ライセンシーが作業成果物の引渡しを受けてから 60 日以内（「検討期間」）にその不適合を書面で報告していることが条件となります。(i) ライセンシーが書面による事前の同意なく作業成果物を修正したとき、(ii) ライセンシーが作業成果物の仕様不適合を検討期間内に書面で通知しないとき、または (iii) 作業成果物の仕様不適合の全部または一部が本サービスプロバイダー以外の者によって、または本サービスプロバイダーもしくは Aras（Aras が本サービスプロバイダーでない場合）が許諾したのではない製品、機器もしくはコンピュータプログラムによって生じたときは、Aras は、いかなる責任も負いません。

(d) ライセンシーは、適用される合衆国輸出管理法令その他両当事者または本契約書が予定する取引を管轄する国の適用の輸出管理法に違反して、製品、技術またはソフトウェア（許諾ソフトウェアを含むが、これに限定しない）を、直接または間接に、輸出せず、再輸出せず、または他船に積み替えないことを表明し、保証し、誓約し、および同意します。ライセンシーは、許諾ソフトウェアを使用することによって、合衆国の禁輸国に所在しておらず、その管理の下になく、または合衆国財務省の禁輸対象機関・企業リストもしくは合衆国商務省の EAR 違反者リストに記載されておらず、またはその国民もしくは居住者でないことを表明し、保証します。

(e) 本項第 D.1 項に明示の記載のない限り、Aras および Aras の全ての認定パートナーは、明示、黙示、または制定法上の、書面または口頭を問わず、一切の保証を否認します。本契約書に明示的に規定する全ての保証は、プロフェッショナルサービスの履行に関連して技術上その他の助言またはサービスが提供されることによって拡大、縮小または影響されることはなく、債務または責任もこれらに起因して生じることはないものとします。許諾ソフトウェアは、専門的判断、試験、安全性および有用性のために、熟練の専門家により使用されることが予定され、代行者によって使用されることは予定されていません。ライセンシーは、許諾ソフトウェアを使用することから得られた結果について、単独で責任を負います。Aras および Aras の認定パートナーのいずれも、許諾ソフトウェアの操作その他の使用が、中断されることがなくもしくは本エラーがないこと、またはライセンシーのデータ、コンピュータもしくはネットワークに損害もしくは中断を生じさせることがないこと、を保証しません。

## D.2 侵害請求

(a) お客様が許諾ソフトウェアをダウンロードし、インストールし、または使用した後に、本サブスクリプションを購入しておらずまたはプロフェッショナルサービスを受けておらず、かつ、許諾ソフトウェアの一部が第三者知的財産権を侵害し、不正流用し、または違反していると正当な管轄権を有する裁判所により判示さ

れるときは、本契約書に基づき付与された許諾は直ちに終了し、ライセンシーは許諾ソフトウェアの使用を直ちに中止しなければならないものとします

(b) お客様が本契約書の条項により本サブスクリプションを購入し、またはプロフェッショナルサービスを受けており、かつ、その本サブスクリプションまたはプロフェッショナルサービスの支払いの義務を負っているときは、Aras は、許諾ソフトウェアが本ドキュメンテーションおよび本契約書の条項に従って使用されている時に、または作業成果物が本契約書の条項に従って使用されている時に（それぞれ該当するとき）、第三者知的財産権を侵害し、不正流用し、その他違反する旨の第三者請求または訴訟から生じる損害賠償、負債、費用および経費（訴訟費用および合理的な弁護士報酬を含む）について、これを防御し、補償し、および免責するものとします。上記の補償は、(i) 許諾ソフトウェアもしくは作業成果物（それぞれ該当する場合）の不正な修正、(ii) Aras が特定したのではないハードウェアもしくはソフトウェアと許諾ソフトウェアもしくは作業成果物（それぞれ該当する場合）との組合せ、または (iii) より最新のバージョンに置き換えられた許諾ソフトウェアもしくは作業成果物（それぞれ該当する場合）のバージョンの使用に起因または関連して生じる侵害、不正流用または違反の請求には適用されないものとします。本項第 D.2 項に基づき生じる請求に対する Aras の全責任およびライセンシーの唯一の救済方法は、Aras の判断により、次のいずれかとなります。(A) ライセンシーが本契約書に矛盾しない許諾ソフトウェアまたは作業成果物（それぞれ該当する場合）を引き続き使用する権利を取得すること。(B) 許諾ソフトウェアまたは作業成果物（それぞれ該当する場合）を修正し、侵害していないものとする。 (C) 許諾ソフトウェアまたは作業成果物（それぞれ該当する場合）のコンポーネントの侵害部分を侵害のないコンポーネントに置き換えること。Aras が、ライセンシーの請求に応じて、許諾ソフトウェアまたは作業成果物（それぞれ該当する場合）に関する侵害、不正流用もしくは違反について最終的な判決を受けた後合理的な期間内に、許諾ソフトウェアまたは作業成果物（それぞれ該当する場合）を引き続き使用する権利を取得せず、またはその許諾ソフトウェアまたはその作業成果物（それぞれ該当する場合）を修正もしくは交換しないときは、許諾ソフトウェアもしくは作業成果物（それぞれ該当する場合）がライセンシーのコンピュータおよびネットワークからすでに除去され、またはもはやライセンシーが使用できなくなっていることを Aras が満足 of いくまで確認することにより、許諾ソフトウェアに対してライセンシーが支払った本サブスクリプションの料金をその時の当初期間もしくは更新期間（それぞれ該当する場合）の残存期間について比例配分による返金、または許諾ソフトウェアに対してライセンシーが支払ったプロフェッショナルサービスの料金を 3 年間の定額減価償却による返金（それぞれ該当する場合）を行います。

(c) ライセンシーは、本項第 D.2 項の条項による補償を請求するに際し、Aras の補償債務の範囲内に該当する請求であるとライセンシーが信じるときは、Aras に対して速やかに書面で通知するものとします。Aras が上記の防御および上記の請求の和解に関する一切の協議を進行し、しかもその和解がライセンシーを完全に免責せず、または本契約書で付与された権利に関してライセンシーに制限を課しまたは債務を負わせるときは、ライセンシーの書面による事前の同意なしに（その同意は、不当に保留し、条件を付し、または引き延ばしてはならない）請求に和解してはならないことを条件に、ライセンシーは、その防御を支援することを選択するときは、自己の経費で、これを行うことができます。

### D.3 責任の限定

(a) 当事者または Aras 認定パートナーのいずれも、利益の損失もしくは予想される損失、または非直接的、付随的、懲罰的、懲戒的、特別、信頼もしくは間接損害賠償について、その損害賠償の可能性を知らされていたかどうかにかかわらず、一切責任を負わないものとします。

(b) お客様が許諾ソフトウェアをダウンロードし、インストールし、または使用した後に、本サブスクリプションを購入しておらずまたはプロフェッショナルサービスを受けていないときは、裁判所により裁定された、本契約書に基づく請求から生じた損害賠償に対する Aras および Aras 認定パートナーの全責任ならびに本契約書に基づくお客様の唯一の救済は、5 米ドルを超えないものとします。お客様が本サブスクリプションを購入し、またはプロフェッショナルサービスを受けているときは、裁判所により裁定された、本契約書に基づく請求から生じた損害賠償に対する当事者および Aras 認定パートナーの全責任は、請求の目的である本サブスクリプションサービスまたはプロフェッショナルサービス（それぞれ該当する場合）について、その損害賠償の請求の発生事由の直前 12 ヶ月の期間にライセンシーが Aras または Aras 認定パートナーに対して支払った料金を超えないものとします。

(c) 上記にかかわらず、本項第 D.3 項に規定する責任の否認および限定は、(i) いずれの当事者による本契約書に基づく秘密保持義務の違反、(ii) ライセンシーによる第 A 条に規定する条項の違反、または (iii) いずれの当事者による重過失もしくは故意の違法行為から生じる損害賠償については、適用されないものとします。

(d) 本契約書から生じるいかなる請求も、方式にかかわらず、訴訟原因が発生した後 1 年の期間または法律の許容する最低期間のいずれか短い期間を経過して、Aras に対して提起することはできません。

#### D.4 期間および終了

(a) 本契約書は、お客様が許諾ソフトウェアをダウンロードした時、インストールした時、または使用した時のいずれか早い時に、開始するものとします。

(b) 本契約書の条項または適用の法律、命令もしくは規則により利用できるその他の権利または救済手段を損なうことなく、本契約書またはその一部は、次の条件により終了することができます。

(i) 他方当事者が本契約書の重要な条件（支払義務のある支払いを含む）を順守せず、違反のない当事者からその不順守について書面の通知を受け取ってから 30 日以内に不順守を是正しないときは、当事者は、他方当事者に書面で通知した時に、本契約書またはその一部を終了することができます。

(ii) ライセンシーが許諾ソフトウェアまたは作業成果物に係るライセンシーの権利の有効性、実施可能性または範囲に異議を申し立てるとき（訴訟における交差請求または反対請求の場合を含む）は、Aras は、ライセンシーに書面で通知した時、本契約書を終了することができます。

(c) 本契約書が終了した時、第 A.1 項で付与された許諾の条件にかかわらず、許諾ソフトウェアに対するライセンシーの許諾は自動的に終了し、ライセンシーは許諾ソフトウェアおよびその全てのコンポーネントの部品のコピーの全てを破棄しなければならない、その時に提供されている本サブスクリプションサービスおよびプロフェッショナルサービスまたはそのいずれかがあるときはその全ては直ちに停止するものとします。このほか、本サブスクリプションが終了するときは、その終了が本契約書の終了によるか、または本サブスクリプションサービスの終了によるかにかかわらず、(i) ライセンシーは、ライセンシーの不払いが料金の紛争に関わるものでない場合には、本サブスクリプションの未払いの料金を速やかに本サブスクリプションプロバイダーに支払うものとし、(ii) ライセンシーが上記第 D.4(b)(i)項の条項により本サブスクリプションを終了するときは、本サブスクリプションプロバイダーは、ライセンシーに対し、その時の現行の本サブスクリプションの期間に支払われた料金を比例配分の返金により支払うものとします。第 A.2 項、第 A.3 項、第 C.4 項および第 D 条は、本契約書の終了後も効力を維持するものとします。

#### D.5 サードパーティアドオンソリューション

許諾ソフトウェアと共に使用することが予定されているアドオンソフトウェア（「サードパーティアドオンソフトウェア」）は、随時、Aras が認定した Aras のパートナー（「Aras 認定パートナー」）および他の無関係の者により、Aras ウェブサイトまたは他のウェブサイトのいずれかからの無料ダウンロードとして、Aras または Aras 認定パートナーによるサブスクリプションによりまたは販売のために、提供または提示されることができません。本契約書の条項は、明示的に、上記サードパーティアドオンソフトウェアに適用されません。第三者アドオンソフトウェアのそれぞれの開発者は、別の許諾、保証および免責の同意を与えることができます。

#### D.6 雑則

(a) ライセンシー、Aras または Aras 認定パートナー（それぞれ該当する場合）は、本契約書の終了から 2 年の期間、他の当事者から受け取った秘密または専有情報（「秘密情報」）の守秘義務を保持することに同意します。秘密情報には、公に利用されている、または独自に開発された情報は含まれません。他方当事者の秘密情報を受領した当事者は、本契約書に基づく自己の義務を履行しおよび自己の権利を行使するために必要がある場合を除いては、いかなる目的のためにもその秘密情報を使用しないことに同意します。受領当事者は、開示当事者の秘密情報を自己の秘密情報を保護するために用いると同一の程度で、かつ、いかなる場合にも合理的な注意以上の注意を用いて、その秘密を保護し、ならびにその開示および不正使用を防止するものとします。本契約書が終了した後、各当事者は、本契約書の期間中に受け取った他方当事者の秘密情報を他方当事者に返

却するものとします。上記にかかわらず、本契約書の存在、許諾ソフトウェアの識別および本契約書の当事者は、いずれの当事者もビジネス目的のために開示することができます。Aras はまた、ビジネス目的のために、互いに同意したプレスリリースを発表し、情報（ライセンシーの名称およびロゴならびに許諾ソフトウェアの使用に関するライセンシーの保証を含む）を頒布することができます。

(b) 許諾ソフトウェアは、DFAR 第 227.7202 項および FAR 第 12.212 項（それぞれ該当する場合）による「商業用コンピュータソフトウェア」および「商業用コンピュータソフトウェアドキュメンテーション」とみなされます。許諾ソフトウェアを使用し、修正し、再生し、リリースし、実行し、表示し、または開示する合衆国政府の権利は、本契約書が適用されます。

(c) 本契約書は、抵触法の準則を適用せず、マサチューセッツ州の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。本契約書から生じる全ての紛争は、アメリカ合衆国、マサチューセッツ州、サフォーク郡内の連邦および州裁判所の専属的管轄権および裁判籍に服します。当事者は、法域で採用される統一コンピュータ情報取引法（UCITA）および国際物品売買条約に関する国際連合条約の適用を、明示的に、放棄しおよび否認します。

(d) 本契約書のいずれかの規定が無効または実施不能なときは、その規定は、その無効性または実施不能性を除去するために、必要な範囲で、解釈され、制限され、修正され、または必要な場合には分離されるものとし、本契約書の他の規定は効力を維持するものとします。

(e) 本契約書の全部または一部は、Aras の書面による事前の同意なしに、ライセンシーが譲渡することはできません。なお、その同意は、不当に保留され、条件を付され、または引き延ばされないものとします。上記にかかわらず、ライセンシーは、関連会社に対し、または合併、もしくはライセンシーの株式の全てもしくはライセンシーの資産の全てもしくは事実上全ての売却に関連して、本契約を譲渡することができます。本契約書の条項に基づき明示的に認められていない、または同意なく行われる譲渡をお客様が行おうとすることは、合併、買収、法律の運用その他の方法を含め、無効および効力を生じません。

(f) 労働争議、ストライキ、ロックアウト、暴動、戦争、労働力または資材の購入不能、火災その他暴風雨、事故、政府の規制、公用徴収その他本契約書当事者の合理的な管理を超える事由により、当事者が本契約書に定める債務の全部または一部を履行することができないときは、その当事者は、その債務を履行不能の範囲で免除され、その履行不能によってその当事者は他方当事者に責任を負わないものとします。いずれの当事者も、上記の事由により他方当事者が被りまたは他方当事者に生じた損失、傷害、遅滞または損害賠償について、責任を負わないものとします。

(g) 本契約書ならびに全ての見積書および SOW は、Aras およびライセンシーが別個の契約書を作成して、その契約書の条項が優先することを明示的に記載しない限り、ライセンシーと Aras との間の完全な了解事項および合意事項を規定し、本契約書の目的事項に関する当事者間の口頭または書面の提案、伝達の全てを無効とします。本契約書に別途明示の定めがある場合を除き、他の条項または条件および本契約書の変更、改変または修正は、Aras の権限を有する役員が書面で承諾しない限り、Aras を拘束しません。Aras は、本契約書または本契約書の条項に基づき提供された見積書もしくは SOW の日付の前または後にライセンシーが提示した注文書その他の文書に記載されている条件を明示的に拒否します。本契約書の条項と見積書または SOW の条項との間に抵触がある場合には、本契約書の条項が優先するものとします。

(h) 本契約書の条項に基づき生じる全ての料金その他の請求金額には、現行または将来制定される、連邦、州、地方自治体その他の政府の物品税、売上税、使用税、付加価値税その他の租税、手数料または関税の全てが含まれていません。Aras または Aras 認定パートナーが上記の租税の支払いを要求される場合、租税の請求書が送付され、これによってライセンシーが支払うものとします。ライセンシーは、本契約書に起因したまたは関連して生じる租税、手数料、関税その他の請求金額の全てをその支払期日以前に支払うことに同意します。ただし、Aras の純利益または Aras 認定パートナーの純利益に基づき計算された租税は、除きます。

(i) 本契約書は本契約書の当事者ならびにそのそれぞれの承継人および許可を得た譲受人を拘束し、その利益のために効力を生じるものとし、本契約書のいかなる定めも、全ての Aras 認定パートナーが本契約書の目的のために第三者受益者であるとみなされる場合、コモン・ロー上もしくはエクイティ上のあらゆる性質の権利、利益または救済手段を他のいかなる者に付与することを目的とせず、または付与しないものとします。



(j) お客様のライセンスキー、許諾ソフトウェアのバージョン、動作環境およびお客様がインストールした言語パックに関する情報は、随時、インストールされた許諾ソフトウェアにより Aras に送信されることがあります。この情報によって、Aras は、ソフトウェアパッチ、重大なバグ修正および技術告示に関し、お客様とのコミュニケーションがより効率よくなります。例えば、(i) お客様のサーバーが直接利用可能な新規のサービスパックについて、および的確な言語に関するアラートのダウンロード、(ii) お客様の環境で動作する許諾ソフトウェアの特定のインストールに適用される重大なテクニカルサポートの通知をお客様に送付するユーザーインターフェースの利用などです。いかなるソフトウェアアップデートも、自動的に、お客様のインストールに適用されません。

(k) 本契約書の実施に関するライセンシーと Aras との間の紛争の場合、その紛争の勝訴当事者は、他方当事者から、勝訴当事者の合理的な弁護士費用、鑑定料および費用を徴収する権利を有します。